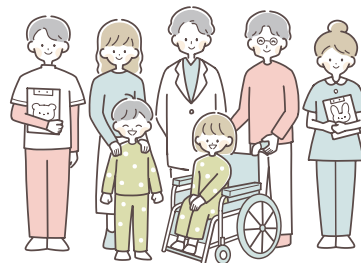


医療のかかり方について考えてみませんか

11月は「みんなで医療を考える月間」です

厚生労働省では、毎年11月を「みんなで医療を考える月間」と定め、上手な医療のかかり方について普及を図っています。

必要なときに安心して医療が受けられる環境を将来に引き継いでいけるよう、「上手な医療のかかり方」を知り、考え、行動することが大切です。みんなの医療をまもるため、御理解と御協力をお願いします。



● かかりつけ医って？

病気になったとき、身近で頼りになるのが「かかりつけ医」です。風邪などの日常的で緊急性のない病気の場合は、まずはかかりつけ医を受診しましょう。

かかりつけ医は、患者に専門的な検査や治療が必要と判断した場合には、紹介状を発行し、適切な「紹介受診重点医療機関」などにつないでくれます。



● かかりつけ医はどうやってみつけるの？

近所や職場の診療所にかかってみて決めましょう。健康診断や予防接種などの機会に身近な医療機関に行くことで「かかりつけ医」を見つけるきっかけにもなります。身近な医療機関を探す際には、医療情報ネット(ナビイ)を活用することも一つの方法です。



医療情報ネット(ナビイ)

● 夜中に家族の様子がおかしい！救急車！？

「すぐに病院に行った方が良いか」や「救急車を呼ぶべきか」悩んだりためらったりした時に、看護師などが電話で相談に対応してくれます。

こども急病電話相談	電話番号:(短縮ダイヤル) # 8000 ※ダイヤル回線、IP 電話、光電話、銚子市からは、043(242) 9939 受付時間: 毎日19時～翌朝8時	
救急安心電話相談	電話番号:(短縮ダイヤル) # 7119 ※ダイヤル回線、IP 電話からは、03(6810) 1636 受付時間: 平日・土曜日 18時～翌朝8時 日曜日・祝日・振替休日: 9時～翌朝8時	

お問い合わせ 千葉県健康福祉部医療整備課 TEL 043-223-2608 (かかりつけ医)
 TEL 043-223-3884 (医療情報ネット)
 TEL 043-223-3886 (電話相談)

「人生会議」してみませんか

誰もが、いつかは人生の終わりを迎えます。人生の最終段階に自分が望む医療やケアについて考え、家族などとあらかじめ話し合い、その思いを共有しておくこと（「人生会議」（ACP：アドバンス・ケア・プランニング））が大切です。

11月30日は「いい看取り・看取られ」の意味を込め、「人生会議の日」とされています。みなさんもこの機会に、人生会議をしてみませんか。



千葉県ホームページ「『人生会議』してみませんか」

お問い合わせ 千葉県健康福祉部医療整備課 TEL 043-223-2608

マイナ保険証を利用しましょう！

国民健康保険・後期高齢者医療制度の健康保険証は券面の有効期限までご利用いただけますが、それ以後の受診等の際は、マイナ保険証か資格確認書をご利用ください。



マイナ保険証の利用を希望する場合、医療機関等にある顔認証付きカードリーダーや、マイナポータル(モバイルアプリ)等で利用登録ができます。

マイナ保険証をお持ちでない方は、お手元の健康保険証の有効期限前に資格確認書が交付され、引き続き保険診療を受けられます。



ホームページ マイナンバーカードの健康保険証利用について

URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/hoken/onlinesikakukakuninn.html>

お問合せ ご加入の健康保険の医療保険者へ

お問い合わせ 千葉県健康福祉部保険指導課 TEL 043-223-2453

旧優生保護法による優生手術を受けた方へ

旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた方や配偶者などに補償金や一時金が支給されます。補償金など支給対象や請求手続きについては下記へお問い合わせください。請求には期限があります。(請求期限：令和12年1月16日)



お問い合わせ 千葉県健康福祉部子育て支援課（旧優生保護法補償金等受付・相談窓口）
TEL 043-223-4501